

令和2年

2月農業委員会総会議事録

■日 時	2020年（令和2年）2月14日（金） 14：30～15：17	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（11名） 1 西辻 達佳 2 大谷 康之 3 山千代重榮 4 高橋 一隆 5 小林 修 6 久保 安治 7 福本 敏行 8 9 辻畑 忠紹 10 辻井 正昭 11 辻林 孝幸 12 友田 博文 [欠席委員] 計（3名） 13 井阪 正明 14 横田 武 15 飯阪 保 [事務局] 計（3名） 16 濱田 和宏 17 西川 秀士 18 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地の買受適格証明願申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

#### ■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和2年2月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>では、開会に当たりまして、山千代副会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、事務局のほうから本日の出欠の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、7番横田委員、井阪会長は、先ほど副会長のほうから御説明ありましたように、本日白内障のオペということで欠席となっております。</p> <p>したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、山千代副会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
副会長	<p>そしたら、本日の議事録署名人は、14番の友田委員、1番の西辻委員をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p>

それでは、議案に入ります。

2ページをお開きください。

議案第1号 農地の買受適格証明願申請承認について、農地法第3条の規定の適用を受けるための農地の買受適格証明1件に関する願出を、別表のとおり定めるものとする。

事務局のほうから、この物件について説明をお願いいたします。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

初めに、買受適格証明とは、民事執行法に基づく農地の競売及び国税延滞処分による農地公売に参加する場合には、農地法上の許可権者または届出受理者から買受適格証明書の交付を受ける必要があります。

今回、許可を受けようとする土地の所在は室堂町で、地目は、田2筆、面積は合わせて1,242平方メートル、土地の所有者、申立人、農地区分、願出人、経営面積、年齢、人員、公売開始日につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から5km、軽トラックで15分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は310日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、近隣に悪影響のないよう営農いたしますとのことです。

続きまして、地区担当の横田委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ休耕地の農地であり、申請者は、現在造園業を営んでおりますが、申請地で大根・白菜・菊・みかん・オリーブなどを栽培する予定であります。耕作していく意思を確認いたしました。問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

事務局

すみません。ちょっと補足説明の方をさせていただきたいんですけども、今回の物件、室堂町の2筆につきまして、これは農地でございます。所有者の方が何らかの理由で滞納等あって、国税の滞納等ありまして、国から差押えのほうをされているということで、今回、競売に申立てされる予定となっております。競売に参加する資格として、農家資格のある方でないとその競売には参加できないということになってございます。そのための証明でございます。公売開始日は今月の28日ということになっておりまして、これで落札すれば、改めてまた3条申請で許可を申請していただくというふうな流れになってございます。

副会長 以上でございます。

副会長 ありがとうございます。

1番 この件につきまして、何か意見等ございましたらお願いいたします。

事務局 ほんなら、買うというと、持ってるというと、合計であれば650aとかいうこと。

事務局 本人さん、今、経営面積が1,308平方メートルで、下限面積クリアはできてないんですけども、今回取得される室堂町の土地1,242平方メートル。合わせて2,550平方メートルになりますので、下限面積をクリアするということになってございます。

副会長 以上です。

副会長 そのほか、何かありましたら。

(異議なしの声)

事務局 ないようですので、承認することといたします。

事務局 次のページお願いいたします。4ページです。

事務局 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転2件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。

事務局 1番、黒石町の物件、事務局からお願いいたします。

事務局 議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

事務局 許可を受けようとする土地の所在は黒石町で、地目は田5筆、面積は合わせて4,302平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

事務局 申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

事務局 申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1km、徒歩または軽トラックで10分以内の距離に位置しております。

事務局 譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

事務局 また、周辺地域との関係については、農薬の使用については周辺農地に支障のないよう使用しますとのことですので。

事務局 続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果を報告いたします。

事務局 現地を確認したところ、水稻栽培されている農地であり、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲受人は申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

事務局 また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

事務局 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 この件につきまして、何か意見等ございましたらお願いします。

(異議なしの声)

ないようですので、承認することといたします。

番号2、国分町、松尾寺町の物件について、また説明をお願いいたします。

事務局

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は国分町と松尾寺町で、地目は田4筆、畑1筆、面積は合わせて3,683平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は、果樹栽培、タケノコ栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から6から10km、車で10分から15分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意しますとのことです。

続きまして、地区担当の小林委員、吉川推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、果樹などの畑作とタケノコ栽培をしている竹林であることを確認いたしました。譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は、譲り渡すことに同意され、譲受人は、引き続き申請地で果樹・タケノコ栽培などをする予定であります。申請内容に問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございます。

この件に関しまして、何か意見等ございましたらお願いいたします。

(異議なしの声)

ないようですので、承認することといたします。

6ページ、議案第3号です。

農地法第4条の規定による許可申請承認について。農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

1番、大野町、仏並町の物件、事務局よりよろしく申し上げます。

事務局

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、大野町、仏並町で、地目は田、畑、面積、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、事業の用に供

する施設が連檐している区域内であるため、3種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場で、申請人は建設業を営む法人からの要望を受け、大阪府外環状線沿いの申請地をトラックなどを駐車するために転用するものです。

続きまして、地区担当の久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は既にバラスを敷いており、農地にはない状態である。申請地を転用したことにより周辺農地及び水路などの影響はないと認められる。申請人に確認したところ、現地は既に農地から転用したが、農地法の許可が必要であることが分かり、現在は置いていた物資などを撤去し更地にしたとのこと。申請書の内容に間違いはなく、許可後速やかに登記地目を変更するとのこと。調査の追認結果許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

なお、この件につきましては、久保委員からの報告にもありましたように、農地法違反となっておりますが、許可権者である大阪府と協議いたしましたところ、この案件については農地区分が3種農地でありますことから、申請書に農地法を理解してもらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路などへの影響がないようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのことであります。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございます。

この件につきまして、意見等ありましたらお願いいたします。

ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、許可やむを得ないと意見を付して承認することといたします。

次、議案第4号に移ります。

農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借件の設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

1番、春木町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局

議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は春木町で、地目は田2筆、面積は合計981平方メートル、転用目的、貸人、借人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であ

り、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置場で、借り人は建設業を営む法人で、事業拡大及び円滑化を図るため、賃借権を設定し、事業用の土砂や足場用鋼管などを置くために転用するものです。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は今現在耕作されていない農地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。貸人及び借人双方に電話で確認したところ、転用目的は申請内容どおり間違いなく、許可後速やかに転用し、地目を変更するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございます。

この件につきまして、何か意見等ございましたらお願いいたします。

(異議なしの声)

異議ないようですので、許可やむを得ないと意見を付して承認することといたします。

10ページ、議案第5号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画13件を別表のとおり定めるものとする。

1番、3番、10番が関連ございますので、一括して上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書11ページ、12ページ、1番、3番、10番について関連があることから、一括説明させていただきます。

物件は国分町、黒石町で、地目は田8筆、面積は合わせて5,133平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に、電話で意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意され、借り手は申請地で水稻栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 この件につきまして、意見等ございましたらお願いいたします。  
(異議なしの声)

ないようですので、このとおり決定することといたします。

次、2番、久井町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 議案書11ページ、2番について説明させていただきます。

物件は久井町で、地目は田6筆、面積は合わせて2,024平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻井委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話にて行いました。貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり間違いありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長 この件につきまして、意見等ございましたらお願いいたします。  
(異議なしの声)

ないようですので、このとおり決定することといたします。

次、4番、6番、7番、関連がございますので、一括して上程いたします。

事務局よりお願いいたします。

事務局 議案書12ページ、4番、6番、7番について関連があることから、一括説明させていただきます。

物件は平井町、三林町で、地目は田6筆、面積は合わせて5,359平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。



現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手は申請地を貸すことに同意され、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんでしたと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございます。

このただいまの件につきまして、意見等ございましたらお願いいたします。

(異議なしの声)

ないようですので、このとおり決定することといたします。

次、5番、8番、関連がございますので、一括上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします

事務局

議案書12ページ、5番、8番について関連があることから、一括説明させていただきます。

物件は浦田町で、地目は田4筆、面積は合わせて1,767平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に電話で申請地を貸すことに同意されていることを確認いたしました。借り手に会って水稻栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

ただいまの件につきまして、何か意見等ございましたらお願いいたします。

(異議なしの声)

ないようですので、このとおり決定することといたします。

次、9番、池田下の物件、事務局よりお願いいたします

事務局

議案書12ページ、9番について説明させていただきます。

物件は池田下町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,626平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分

につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稲、野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の藤原推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜など栽培されている農地であり、貸し手・借り手双方に電話にて意思確認いたしました。借り手は、申請地で水稲を始め作物を栽培することです。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 ただいまの件に関しまして、意見等ございましたらお願いいたします。  
(異議なしの声)

ないようですので、このとおり決定することといたします。

次、13ページ、11番、尾井町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 議案書13ページ、11番について説明させていただきます。

物件は尾井町で、地目は田1筆、面積は1,484平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稲栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の山千代副会長から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稲栽培されている農地であり、双方に意思確認をいたしました。借り手は、引き続き水稲栽培を予定しています。申請どおり問題なしと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長 この件につきまして、何か意見等ございましたらお願いします。  
(異議なしの声)

ないようですので、このとおり決定することといたします。

次、12番、小田町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局 議案書13ページ、12番について説明させていただきます。

物件は小田町で、地目は田1筆、面積は1,319平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分

につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻位三雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手には電話にて意思確認いたしました。借り手には会って意思確認をいたしました。借り手は申請地で野菜栽培する予定であることを確認いたしました。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございます。

この件につきまして、意見等ございましたらお願いいたします。

(異議なしの声)

ないようですので、このとおり決定することといたします。

次、13番、芦部町の物件、事務局よりお願いいたします。

事務局

議案書13ページ、13番について説明させていただきます。

物件は芦部町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,976平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認を電話にていたしました。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

副会長

この件に関しまして、何か質問等ございましたらお願いいたします。

(異議なしの声)

ないようですので、このとおり決定することといたします。

次、報告に移ります。

14ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約1件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告いたし

ます。後刻お目通しください。

次、16ページ、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したので報告する。17ページ、後刻お目通しください。

次、18ページ、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件、賃貸借権設定1件を専決により受理したので報告する。これも後刻お目通しください。

以上、本日の審議は終わりました。

閉会時間 15時17分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員

(報告案件)

事務局

まず、報告案件でございます。

令和元年12月、知事許可案件4条春木町・露天駐車場案件につきましては、現在、宅地造成許可待ちとなっております。

令和2年1月、知事許可案件5条黒石町・仮設道路及び作業ヤード案件3件につきましては、許可されました。

続きまして、その他でございます。

4点ございます。

まず1点目。農地における利用意向調査結果についてでございます。

お手元に配付させていただいている調査結果でございます。

昨年の8月に農地パトロールをしていただいた新規A判定農地40筆、面積2万8,449平方メートル、意向調査対象者32名に対して利用意向調査を実施いたしました。回答件数は22件で、回収率は68.75%。内訳につきましては、1番「農地中間管理機構を利用します」というのが3件。2番「農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用します」これはJAいずれみのことでございます。これを利用するというのが3件。3番「自ら所有権の移転、または賃借権、その他の使用収益を目的とする権利の設定もしくは移転を行います」という方が1件。4番「自ら耕作します」という方が12件。「その他」が3件。6番「白紙回答」がゼロ。7番「未回答」が10件でございます。

5番「その他」の内訳でございますが、賃借の予定があるという方と利用集積を現在行っているという方でございます。

調査結果については以上でございます。

次、2番目、令和2年度農業委員会の総会の開催予定でございますが、お手元に令和2年度の予定表を配付させていただいております。4月は4月14日から、5月、6月とずっと来まして、令和3年、来年の3月末までこういうふうな予定で総会を予定してございます。

なお、下の欄に大阪府の農業委員会大会、これも9月24日に予定されております。視察研修会につきましては、これはまた会長、副会長と相談させていただいた上で、また行き先等を決定したいというふうに考えております。

3点目でございます。

今回、今年の7月で農業委員さん、推進委員さんが7月19日をもって任期満了となります。7月20日から新しい農業委員、農地利用最適化推進委員さんが誕生するということになってございます。

それに先立ちまして、農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を今月の17日、来週の月曜日から3月11日まで実施する予定でございます。既に1月号広報でお知らせのほうさせていただいて、2月10日から市の農業委員会のホームページのほうに募集の掲載をさせていただいております。多分、市民さんのほうから問合せはまずないかなとは思いますが、一応、ここには募集要項のところに連絡先という

ことで、農業委員会事務局ということで記入させていただいておりますので、何か委員さんのほうに御相談等ございましたら、事務局のほうに相談してくれというふうにお願いをいたします。

それと、最後、4点目なんですけれども、今、農業委員会事務局でございますが、現在は市の環境産業部に所属してございます。今回、機構改革が予定されておりました、4月以降につきましては、行政委員会事務局、こちらと一緒になるということで予定になっております。農業委員会事務局自身は、特に体制等変わりございませんが、機構改革によって環境産業部から行政委員会事務局へ移るという予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

副会長

ありがとうございます。

本日の全て終了しましたが、全般的に何か質問等ありましたらお願いいたします。

14番

ちょっとすみません。

副会長

はい。

14番

ちょっと教えてください。

議案第5号、10ページですけれども、この中で、公告日というのはいつになっているのかということと、それと、タグチさんとな、ツユグチさんのこの経営面積がえらい違うんやな。これは一体、どないなってるのかなと。基本的にはツユグチさんのほうが多いと思うんやけれども、タグチさんが倍になってるからね。これしかし、どんな、ここの書き方は一体どないなってるのかなと。

副会長

事務局の方からお願いします。

事務局

まず、公告日でございますが、これにつきましては、今回決定を頂きましたので、農林課の方にその旨決定されたということで回答のほうさせていただきます。農林課の方でそれを受けて決裁の方をあげて、公告した日が公告日ということになってございます。

次に、タグチさん、ツユグチさんの経営面積でございますが、タグチさんは11万2,210平方メートル、現在経営面積があるということ。継続で今回これだけの分が出てきたというふうになってございます。ツユグチさんについては、5万9,356平方メートルの経営面積ということになっておりますが、ツユグチさんについては、実際、岸和田とか他市のほうでも利用集積をされているということで聞いておりますので、他市の分を含めると、かなりの面積になってくるのではないかなというふうに考えております。

実際に利用集積の決定を受けて経営面積ということで、決定を受けたものについてここに記載させていただいております。中には、もう本人さん同士で、民民で貸し借りをされている分についても、もしかしたらあるかも分かりませんので、その分については、ここの経営面積には含まれておりませんので、面積が少ないのかなというふうには考えております。

以上です。

副会長 はい、どうぞ。

14番 公告日の決定というのは、この農業委員会に、これ、公告日いつからですよっていうのは、いつまでたっても分からんということになるのかな。

事務局 はい。先ほど御説明の方を差し上げたように、ここの決定を受けて、農林課の方でそれを受けて公告の決裁を打つ。最終的に決裁が下りたら公告という形になりますので、農林課の方で確認を取れば、いつ公告になったということで後日確認は可能でございます。

14番 いやいや、そうやなしに、この農業委員会に、そのな、公告日というのは、大体いついつかというの入れとかないかんのちゃうかな。あるいは、後で知らせるとかやっとなかないかんのちゃうかなと私は思うんやで。それは、それでええんやったらそれでええんやけれども、私はそう、何かの、ここで決定してんやから、公告日が分からんっていうのは、後で分かるっていうことやけれども、分かるんやったら農業委員会の皆さんに知らす必要があるかなと思ったのが1つね。

それとな、この集積面積な、ツユグチさんは70町ぐらいあると思うねんな。それがね、これ、今のような形で集積の決定したものが5万9、000。和泉市の決定したものはそんなけ。それやったら、ここへその参考でも構へんから、岸和田は何ぼ、高石何ぼっていうような、泉大津何ぼというなね、やっぱり経営のその大きさを、やっぱり入れていかないかんのちゃうかなと。せやないと、このツユグチさんっていうところは、どんだけのをやってるかというのは分かりにくいと思ったりするんやけどね。どうやろうな。

事務局 はい。岸和田市、近隣市町村の方で集積面積を確認するというのは可能でございますので、実際に農業委員会を通じて手続している近隣市町村の集積面積を確認するというのは、可能やというふうに考えています。

14番 もう一回聞くけれども、その集積面積というのは、集積がここで決定したもんだけしか載せへんねんな。

事務局 ということです。

14番 な。

事務局 はい。

14番 その他、この勝手に民民でやってるものは、それは勝手やということやな。

事務局 というか、そこは作業受委託ということで、作業の一部を手伝ってもらってるっていうのは、あえて許可の取る必要がない案件になってございますので、それを一つ一つ確認するというのは、なかなかちょっと難しいところもあるのかなというふうに思っております。

14番 せやけど、農業委員会としては、これ、農業委員会といっても議会やからな。やっぱりそれなりのきちとしたものが必要やと思うねんけれどもね。いつまでたっても、これ、実体的な数字が出てけえへんねんな。だから、誰もがタグチさんの経営面積は一体どんなけやろうって分からへんねんね。実体的には30町歩ぐらい言うてるけど、な、これやったら11町しか出てないやんか。そういう実体的なものをね、や

事務局	<p>っぱりある程度はさ、実体に近いようにしてもらわないと、我々はタグチさんとこの経営規模というのはどんなものなのかというのは分かりにくいし、どんなことしてるとていうのは分からへんから、せやから、こういう大きなもう法人格という、法人格取ってもええのになと思うぐらいのところはやな、それなりのことをしとかないと、やっぱり農業委員としても、和泉市としても、その数値はやっぱりつかんどく必要あるし、我々も知る必要はあるんちゃうかなと思ったり、考えるんやけれども。一回検討してや。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>一応、確認できる範囲では確認のほうをさせていただいて、また後日、御報告の方をさせていただきたいなと思います。</p> <p>ただ、地権者の方で、もうあえてそういうふうな手続はしたくないねんと言われる方も中にはおられるという話も聞いたことございますので、その辺の、作業受委託とか、実際手続をせなあかんのにされてないってところが、どこまでちょっと我々のほうで把握できるんかというのは、ちょっとあれですけども、一応、調べる範囲で調べさせていただいて、後日、また御報告のほうさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
副会長	<p>そのほか何かありましたら。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>ないようですので、長時間にわたり審議いただきましてどうもありがとうございました。</p> <p>それではこれで散会いたします。どうもありがとうございました。</p>